

PART 752

[Reserved] ~~SPECIAL COMPREHENSIVE LICENSE~~

特別包括輸出許可

Sec.		Page
752.1	適用範囲	1
752.2	適用できる行為	1
752.3	適用できる品目	2
752.4	適用できる国	2
752.5	SCL申請のために従うべきステップ	2
752.6	再輸出	5
752.7	顧客への直送	5
752.8	SCL申請書審査プロセス	6
752.9	SCL申請書に対する措置	7
752.10	SCLの変更	8
752.11	社内管理プログラム	12
752.12	記録保管要求事項	13
752.13	記録の検証	14
752.14	システム審査	14
752.15	輸出通関手続	14
752.16	行政上措置	15
752.17	BISの宛先	15
付則 1	特別包括輸出許可の要求のための様式BIS-748P（多目的申請書）作成の説明	
付則 2	様式BIS-748P-A（品目付表）作成の説明	
付則 3	様式BIS-752（特別包括輸出許可の添付資料としての荷受人による申告書）作成の説明	
付則 4	様式BIS-752-A（再輸出テリトリー）作成の説明	
付則 5	様式BIS-748P-B（最終需要者付表）作成の説明	

PART 752 (第752章) — [Reserved] 特別包括輸出許可

§ 752.1 適用範囲

(a) (1) 序文

~~本章において、EAR というときは、15 CFR chapter VII, subchapter C をいう。本章は、特別包括輸出許可 (SCL) の規定を定めるものである。あなたは、EAR 対象品目の複数の輸出及び再輸出について、該当する場合には、EAR § 748 で定める輸出許可証又は EAR § 740 で定める許可例外の代わりに SCL を適用することができる。SCL は、特定の輸出及び再輸出について、EAR § 736 で定める一般禁止事項 1、2 及び 3 により禁止されている場合であっても、これを行なう認可を与える。SCL の存在が、EAR § 744 で要求される場合がある個別輸出許可を求める輸出者の義務に取って代わるものではない。産業安全保障局 (BIS) は SCL で認可される個々の取引を審査しないので、SCL の当事者は、SCL のもとに行なわれる個々の輸出及び再輸出が、輸出許可のすべての条件と制約に合致し、EAR の適用されるすべての条項に従うことを確実なものとするための適切な仕組みを持たなければならない。社内管理プログラム (ICP) の設計及び有効な履行を通して、SCL 保有者及び SCL 荷受人 (本章では、“荷受人”と呼ぶ) は、EAR に反して輸出及び再輸出を行なわれないことを確実なものとする。~~

(2) 定義

(i) SCL 保有者

~~本章で用いられる“SCL 保有者”は、SCL のもとに承認された行為を実行することを、SCL の上で承認された当事者をいう。~~

(ii) SCL 荷受人

~~本章で用いられる“SCL 荷受人”又は“荷受人”は、SCL のもとに品目を受取る権利を有する当事者であって、承認された様式 BIS-752 (特別包括輸出許可の添付書類としての荷受人による申告書) において荷受人として指名された者をいう。~~

(b) ICP 要求事項

~~SCL が適用できるためには、ICP を作成しなければならない。本章の § 752.11 には、ICP の要素の一般的な説明及び SCL のもとに出荷をする前に、どの要素をあなたの会社が具備しなければならないかについてのガイダンスを収載している。あなたの会社が作成する ICP の要素は、SCL のもとに認可される行為の複雑さ、関係する国及び品目、並びに SCL 保有者と承認された荷受人との関係を反映する。BIS は、あなたの SCL の申請の種類に応じて、あなたの ICP に、いくつかの要素を組み合わせられたものを含むことを要求する場合がある。§ 752.5(a) (1) で義務付けられている事前申請相談の中で、BIS は、あなたが具備しなければならない要素についてのガイダンスを提供する。~~

§ 752.2 適用できる行為

(a) 可能な認可

~~BIS は、SCL のもとに、あなたが、“サービス”、“最終需要者”、“流通”、及び“その他”の行為の一般的なカテゴリで分類できる多くの行為を行うことを認可する。~~

~~一般的なカテゴリの例には以下のものがある：~~

(1) サービス行為

~~サービス又はストックのためのスペアパーツ又は交換部品として EAR 対象品目を輸出すること。~~

(2) 最終需要者の行為

~~資本設備として用いるために EAR 対象品目を輸出又は再輸出すること。~~

(3) 流通行為

~~荷受人による再販及び再輸出の目的で、EAR 対象品目を輸出又は再輸出すること。~~

(4) その他の行為

~~本節の (a) (1) から (a) (3) 項に含まれないその他の行為は、SCL のもとに BIS によりケースバイケースで認可される場合がある。~~

(b) 禁止行為

~~EAR § 736.2(b) (4) から (10) で定める一般禁止事項は、あなたの SCL において承認されたすべての当事者によるすべての輸出及び再輸出並びにこれらの当事者の行為に適用される (ただし、SCL において当該~~

行為を行うことを明確に認可されている場合、~~或いは別途 EAR § 740 で定める許可例外が適用できる特定の行為を除く。~~

~~§ 752.3 適用できる品目~~

- ~~(a) すべての EAR 対象品目 (EAR § 740 で定める許可例外が適用できる品目を含む) は、以下の品目を除いて、SCL のもとで輸出及び再輸出することができる。~~
- ~~(1) 商務省規制品リスト (CCL) において、該当する“Reason for Control”欄で文字“MT”で特定されるミサイル技術理由で規制される品目 (EAR § 774 付則 1 参照)。~~
 - ~~(2) CCL において ECCN 1C351、1C352、1C353、1C354、1C991、1E001、2B352、2E001、2E002、及び 2E301 で規制される品目であって、CB 理由で規制されるもの。~~
 - ~~(3) CCL において ECCN 1C350、1C995、1D390、1E350、1E351、2B350、及び 2B351 で規制される品目であって、化学兵器用の原料となる化学製剤及び化学兵器用剤の製造で使用することができるものうち、カンントリーグループ D-3 にリストされる住向地に向けてのもの (EAR § 740 付則 1 参照)。~~
 - ~~(4) CCL において、該当する“Reason for Control”欄で文字“SS”で特定される供給不足物資理由で規制される品目。~~
 - ~~(5) CCL において EI 理由により規制される品目。~~
 - ~~(6) EAR § 744.5 で特定される海洋 (民生用) 原子力推進システム又は関連する設計若しくは製造に係るソフトウェア及び技術。~~
 - ~~(7) CCL で ECCN 5A001.f.1、5A980、5D001 (5A001.f.1 のためのもの、又は 5E001.a (5A001.f.1 に係る技術若しくは 5D001.a (5A001.f.1 のためのもの) に係る技術) のためのもの)、5D980、5E001.a (5A001.f.1 に係る技術若しくは 5D001.a (5A001.f.1 のためのもの) に係る技術) 又は 5E980 で規制される通信傍受機器並びに関連するソフトウェア及び技術。~~
 - ~~(8) ECCN 9E003.a.1 から a.12、.f 及び関連規制で規制される民間航空機エンジンの開発、製造又はオーバーホールのためのホットセクション [燃焼ガスに常時曝される部分] の技術。~~
 - ~~(9) あなたの承認された SCL において、BIS により適用できないとして明確に特定された品目。並びに~~
 - ~~(10) 国際公約に沿って追加された品目。~~
- ~~(b) CCL において、該当する“Reason for Control”欄で文字“NP”で特定される核不拡散理由で規制される品目は、禁止された最終需要者又は最終用途に対し予備排除するための管理が実施されていることを条件に、ケースバイケースで認可される場合がある。~~

~~§ 752.4 適用できる国~~

~~(a) 一般条項~~

~~以下の国を除いて、すべての国に SCL が適用できる。~~

- ~~(1) キューバ、イラン、イラク、北朝鮮、スーダン及びシリア~~
- ~~(2) BIS が SCL のもとに品目の受取りが適用できないとしてケースバイケースで指定する場合があるその他の国。~~

~~(b) サービスの禁止~~

~~品目が、本節の (a) (1) 及び (a) (2) 項で特定される国の団体又はその国の国民により所有、管理、リース又はチャーターされることを知った場合、SCL のもとに当該品目をサービスすることはできない。~~

~~§ 752.5 SCL 申請のために従うべきステップ~~

~~(a) ステップ 1: 申請者の信頼度の確認~~

~~(1) 事前申請協議~~

~~SCL の申請に対して、BIS は可能性のある SCL 保有者としてのあなたの信頼度を裁定するものとする。BIS は、通常、会社役員との協議及び本節の (a) (2) 項で特定する基準の審査を通してこれを行なう。あなたが SCL を申請する前に、あなたの会社が協議を必要とするか否かを確定するために、本章の § 752.17 に収載する宛先、電話又はファックス番号で、BIS に連絡してください。~~

~~(2) 適格性裁定の基準~~

~~BIS は、SCL 保有者の適格性の裁定に手助けとなる以下の基準について審査する。~~

- ~~(i) 過去の輸出許可の履歴のエビデンス及び計画された継続的で多量の輸出のエビデンス；~~
- ~~(ii) すべての当事者の EAR 順守に関する信頼度；~~
- ~~(iii) 適切な ICP を具備し維持するために必要な資源に対するすべての当事者の確約；並びに~~
- ~~(iv) すべての当事者の EAR のすべての条項についての理解についてのエビデンス。~~

~~(b) ステップ 2：荷受人の信頼度の確認~~

~~(1) 要求事項~~

~~あなたは、本節の (b) (2) 項に定められている基準に基づいて、あなたの SCL 申請書にリストされたすべての荷受人の信頼度の初期判定をしなければならない。~~

~~(2) 信頼度の判定~~

~~あなたが考慮すべき基準には、これらに限定するものではないが、以下の内容を含む。~~

~~(i) 基準~~

~~(A) 提議された荷受人は、BIS の輸出許可の事前審査を通して若しくは BIS より発行された輸出許可証で荷受人としての広範囲な経験を通して確認される十分な履歴を有していること；~~

~~(B) 提議された荷受人は、申請者若しくは既に SCL で承認された荷受人の全額出資の子会社若しくは事実上支配下にある (controlled-in-fact) 系列会社であること。~~

~~controlled-in-fact [事実上支配下にある] の定義については、EAR § 772 を参照してください；又は~~

~~(C) あなたが、提議された荷受人と確立され継続しているビジネス関係のエビデンスを有していること。~~

~~(ii) 限定付記事項~~

~~本節の (b) (2) (i) 項の条項は、提議された荷受人の信頼度及び適格性を BIS が裁定する権限を妨げることはない。BIS は、提議された荷受人に関する否定的な情報に基づいて、提議された荷受人を拒絶する場合がある。~~

~~(c) ステップ 3：書類の作成~~

~~様式 BIS-748P (多目的申請書)、様式 BIS-748P-A (品目付表)、様式 BIS-748P-B (最終需要者付表) ICP、包括の注釈申告書、様式 BIS-752 (特別包括輸出許可の添付書類としての荷受人による申告書)、様式 BIS-752-A (再輸出範囲) 及びすべての適用される保証書を作成してください。この書類を、本章の § 752.17 にある宛先の一つで、BIS に提出してください。~~

~~(1) 様式 BIS-748P (多目的申請書) 及び様式 BIS-748P-A (品目付表)~~

~~あなたは、本章の付則 1 及び No. 2 で見出せる説明に従って、様式 BIS-748P 及び様式 748P-A を作成しなければならない。~~

~~(2) 様式 BIS-748P-B (最終需要者付表)~~

~~核不拡散又は生物化学規制理由で規制される品目の輸出又は再輸出の承認を要求しようとする場合、様式 BIS-748P-B において最終需要者を特定しなければならない。~~

~~(3) ICP~~

~~本章の § 752.11 で要求される、あなたの提議した ICP のコピーを提示しなければならない。ICP のいずれかの要素が具備されていないかどうかを示すとともに、なぜこれらの要素が適用できないとみなしたかについて説明しなければならない。適切に構成された ICP の存在が、あなたの SCL に関連するすべての適用される規則の要求事項に順守すべきあなたの責務を取り除くものではない。~~

~~(4) 包括の注釈申告書~~

~~あなたの企業のレターヘッドで、以下の情報を含む包括の注釈申告書を作成してください。~~

~~(i) あなたによって実行される全体のビジネス活動の概要、及びあなたの SCL の権限のもとに品目を受取るその他のすべての当事者 (荷受人、下請業者及び船舶を含む) の概要；~~

~~(ii) この輸出許可のもとに荷受人により提出される定期的で継続的な取引の種類及び予測量の説明；~~

~~(iii) 申請当事者との関係 (例えば、系列会社、子会社、又は親会社等) の説明；~~

~~(iv) BIS により申請書が承認され次第、本章の § 752.11 にリストされるすべての適用される要素及~~

~~び SCL の承認の際に BIS より要求された追加要素を組み込んだ ICP を具備することの保証；並びに~~

~~(v) 提起された荷受人が最終需要者であるか否か、或いはあなたの SCL のもとに受取られる品目を再輸出するか否かに関する情報。あなた及びあなたの荷受人が具備すべき適切な ICP の要素を裁定するために、あなたは提起された荷受人の行為を十分に説明しなければならない。~~

~~(5) 様式 BIS-752 (特別包括輸出許可の添付書類としての荷受人による申告書)~~

~~この様式は、各荷受人によって作成される。あなたは、あなたの SCL 申請書で提起された各荷受人について、1 通の漏れなく記入され署名された原本の様式 BIS-752 を提出しなければならない。様式 BIS-752 作成の説明については、本章の付則 3 を参照してください。提起された荷受人が最終需要者であり、かつ EAR § 772 で定義される“外国の政府機関”でもある場合、様式 BIS-752 は不要である。~~

~~(6) 様式 BIS-752-A (再輸出範囲)~~

~~様式 BIS-752 で、ブロック 8B、8C、8E 及び、又は、8F が選択された場合はいつでも、様式 BIS-752-A を作成し、これを該当する様式 BIS-752 に添付しなければならない。本章の付則 3 で見出せる説明を参照してください。提起された荷受人が最終需要者であり、かつ外国の政府機関でもある場合、様式 BIS-752-A は不要である (外国の政府機関の定義については EAR § 772 を参照してください)。~~

~~(7) 荷受人保証書~~

~~各荷受人は、企業のレターヘッドで、荷受人により署名された特定の保証書を提示しなければならない。該当する様式 BIS-752 に証明書を添付してください。各荷受人は、以下の事項を保証しなければならない：~~

~~(i) BIS により SCL が承認され次第、本章の § 752.11 でリストされるすべての適用される要素及びあなたの SCL の承認の際に BIS より要求された追加要素を組み込んだ ICP を彼らが具備すること。ICP の特定の要素が含まれない場合、その決定の理由を申し立ててください。~~

~~(ii) EAR のすべての条項 (EAR § 762 の記録保管条項、本章の § 752.14 のすべての適用されるシステム審査要求事項、及び本章の § 752.6 の再輸出制限事項を含む) に彼らが従うこと；並びに~~

~~(iii) BIS より要請があり次第、検証のため本章の § 752.12 及び EAR § 762 で義務付けられているすべての記録を、彼らが利用できるようにすること。~~

~~(8) 特別な保証書~~

~~(i) 一時的な輸出~~

~~提起された荷受人であって、彼らが所在する国以外の国において、又は SCL、承認された様式 BIS-752、若しくは EAR § 740.8(a)(2)(iii) で定める許可例外のもとに認可された国以外の国において、品目を展示したりデモンストレーションすることを計画している者は、企業のレターヘッドに以下の特別な保証を含め、それを様式 BIS-752 に添付することによって、それを行う許可を得ることができる。私 (我々) は、特別包括輸出許可のもとに品目を受取ることが適格な国で、展示又はデモンストレーションのために一時的に再輸出する許可を要求します。輸出された品目は、私 (我々) の所有及び管理のもとに保管し、他の処分が産業安全保障局により書面で承認されない限り、米国外でのこれらの展示又はデモンストレーションの後 (かつ、再輸出した日から決して 1 年を超えることなく)、ただちに私 (我々) により (届け先の名前) に返送されます。~~

~~(ii) 化学製剤及び化学装置証明書~~

~~SCL が適用できる化学製剤又は化学装置を輸出する認可を要請しようとする場合、提起された荷受人及び最終需要者 (カントリーグループ A:3 に所在する者を除く) (EAR § 740 付則 1 参照) から企業のレターヘッドで、以下の内容を保証する書面による署名された申告書を入手しなければならない：~~

~~“この特別包括輸出許可のもとに受取るいかなる化学製剤又は化学装置も、新たな最終需要者が産業安全保障局により承認された場合を除いて、輸出許可が必要な住向地又は最終需要者に移転、再販又は再輸出を行わないし、さらに、決して、当該品目を最終需要者でない関係者に団体に移転、再販又は再輸出することはありません。”~~

~~(iii) 核不拡散証明書~~

~~EAR § 744.2(a) で定める核不拡散理由で規制される品目の EAR に基づく輸出又は再輸出を要求しようとする場合、SCL 申請書を提出する前に、提起された荷受人及び最終需要者から企業のレターヘッドで、以下の内容を保証する書面による署名された申告書を入手しなければならない：~~

- ~~(A) 輸出される品目又はこれらの複製品（“複製品”とは、元々輸出された品目の物理的な調査によって米国外で製造された品目であって、すべての重要なデザイン及び性能パラメータにおいて、それに匹敵するものをいう）は、EAR § 744.2 で定めるいずれの行為においても使用することはありません。かつ~~
- ~~(B) カナダを仕向地とする場合又は新規の仕向国に対して輸出許可が不要な場合を除いて、品目の移転又は再輸出の前に、BIS から書面による認可を取得します。~~

~~§ 752.6 再輸出~~

~~(a) 認可される再輸出~~

~~すべての荷受人は、EAR の条項又はあなたの SCL に設定された条件によって特に除外される場合を除いて、以下のいずれか一つの状況において、BIS の承認なしに品目を再輸出することができます。~~

- ~~(1) EAR § 740 で是認される許可例外が適用できる再輸出；~~
- ~~(2) 様式 BIS-752 若しくは BIS-752-A で記載される条件に基づく様式 BIS-752 及び/若しくは様式 BIS-752-A の妥当性確認を通して BIS により認可された仕向先への再輸出；又は~~
- ~~(3) SCL のもとに認可された品目の、同じ SCL で認可された他の荷受人への再輸出若しくは当該荷受人の間での再輸出（当該品目が、あなたの承認された SCL 及び本章の § 752.3 に従って新たな仕向先に対して適格であることを条件とします）。~~

~~(b) 禁止事項~~

~~以下の行為については、BIS から特別な許可なしには禁じられています。~~

- ~~(1) CCL (EAR § 774 付則 1 参照) において該当する“Reason for Control”欄で文字“CB”で識別される化学製剤又は化学装置を、あなたの SCL のもとに移転、再販又は再輸出すること；及び~~
- ~~(2) カントリーグループ A:4 (§ 740 付則 1 参照) にリストされていない仕向地に、CCL において該当する“Reason for Control”欄で文字“NP”で識別される品目を、SCL のもとに再輸出すること。~~

~~(c) 調達~~

~~米国原産品目であって、SCL については適格であるが、一般禁止事項 1、2 又は 3 (EAR § 736 参照) の対象となる品目を米国外で入手する荷受人は、あなたの SCL の権限のもとに当該品目を再輸出することができます（ただし、当該品目が、本章の § 752.11 で義務付けられている ICP に従って、かつ、あなたの SCL に BIS により設定されたその他の適用される条件又は再輸出の制限に従って再輸出されることを条件とします）。SCL 保有者又は荷受人のいずれも（荷受人の場合は SCL 保有者を通して）、様式 BIS-752 に記載された品目の再輸出の調達要求書を提出しなければなりません。~~

~~§ 752.7 顧客への直送~~

~~(a) 通常の許可~~

- ~~(1) 荷受人の要求があり次第、SCL 保有者又は同じ SCL のもとに承認された他の荷受人は、次のいずれかの国に所在する要求のあった荷受人の顧客に、製品を直送することが許可されます：~~
- ~~(i) 要求のあった荷受人の国；又は~~
- ~~(ii) 要求のあった荷受人の押印確認された様式 BIS-752-A のもとに品目の受領が許可されたその他の国。~~
- ~~(2) 本節で許可された直送を行なう SCL 保有者又は荷受人は、このような出荷を管理する処理要領を含んだ ICP を具備しなければなりません。~~
- ~~(3) 直送条項を用いる SCL 保有者及び荷受人は、該当するインボイスのコピーが出荷当事者及び要求のあった荷受人の双方により保持される場合、要求のあった荷受人の顧客に積荷のインボイスを直接送ることができます。~~

~~(b) 処理要領~~

~~(1) SCL 保有者による輸出~~

~~SCL 保有者は、電子輸出情報 (EEI) に、最終荷受人としての顧客の名前及び住所を記入若しくは入力し、“by order of” (直送を要求する荷受人の名前及び住所) [の指示による] との注釈を追加する~~

~~ことにより、直送を行なうことができます。この注釈は、貨物説明フィールドの品目説明の下に記載されるとともに、SCL 番号と、それに続けて“指示による”出荷を要求する荷受人の 3 桁の番号を引用しなければなりません。~~

~~(2) 荷受人による再輸出~~

~~認可された荷受人は、コマニシャルインボイスに、最終荷受人としての顧客の名前及び住所を示し、“by order of” (直送を要求する荷受人の名前及び住所) [の指示による]との注釈を追加することにより、同じ SCL で認可された他の荷受人の顧客に直接、再輸出することができます。~~

~~§ 752.8 SCL 申請書審査プロセス~~

~~(a) 適用範囲~~

~~SCL のもとに、あなたはそれぞれの個別の取引について、BIS の審査及び承認なしに、複数の輸出及び再輸出を行うことが認可されます。SCL を承認するために、BIS は、この輸出許可から利益を得る者が輸出許可の条件及び EAR を厳守し、申請書の承認が米国の国家安全保障、不拡散又は外交政策の国益に不利益にならないことの確信が得られなければなりません。特定の SCL 要求の審査及び承認において、BIS は、適用できる品目を限定したり、SCL により特定の企業、個人又は国に品目を輸出、再輸出又は移転 (国内における移転) することを禁止する権利を保持しています。~~

~~(b) 審査の要素~~

~~BIS がこの判断ができるようにするため、BIS は、あなたの過去の輸出及び再輸出取引を十分に分析し、あなたの輸出及び再輸出書類を検証し、さらに必要に応じて、申請者及び荷受人双方の会社役員にインタビューを行いません。BIS が、適切な ICP が、BIS による SCL の承認時に具備されることが検証できない場合、或いは申請書に提起された当事者の信頼度が確証できない場合、申請書を拒絶するか、特定の荷受人、品目、国又は行為を除外することにより変更することができます。~~

~~(c) 注文要求事項~~

~~あなたは、SCL 申請時点で、提起された荷受人から受注している必要はありません。しかし、荷受人企業が継続ベースで注文を出す意向のエビデンスが必要です。~~

~~(d) 審査基準~~

~~BIS は、あなたの SCL 申請書の処理を通じて次の要素を考慮します：~~

- ~~(1) 提起された一つ以上の最終用途の具体的な種類；~~
- ~~(2) 核兵器、化学生物兵器又はミサイルの設計、開発、製造、貯蔵又は使用に貢献する点からみた輸出の重要性；~~
- ~~(3) ICP に収載されている核兵器、化学生物兵器又はミサイルの設計、開発、製造、貯蔵又は使用を防ぐことに対する種類の保証；~~
- ~~(4) 輸入国の不拡散に対する実績；~~
- ~~(5) 適切な ICP を具備し、維持するために必要な資源に対する会社の確約；~~
- ~~(6) 申請者及び荷受人の過去の輸出許可の履歴のエビデンス、及び提起された継続的で多量の輸出及び再輸出のエビデンス；~~
- ~~(7) すべての当事者の信頼度；~~
- ~~(8) すべての当事者の EAR の条項への順守に関する情報；並びに~~
- ~~(9) すべての当事者の EAR の理解。~~

~~(e) 申請書処理時間枠~~

~~SCL 申請書を受理次第、BIS は、SCL 申請書が漏れなく記入されているか否かを裁定するために、2 週間までに申請書を審査することができます。すべての証拠書類提出要求事項が満たされている場合、BIS は申請書を登録します。登録日以後、SCL 申請書は、EAR § 750 で定める処理要領に従って処理されます。~~

~~§ 752.9 SCL 申請書に対する措置~~

~~(a) SCL 申請書の承認~~

~~(1) 有効期間~~~~SCL は承認日から 4 年間有効です。~~~~(2) 有効期間の延長~~~~効力のある SCL の更に 4 年間の延長を要求することができますが、この要求は SCL 満了の 30 日前までに BIS により受理されなければなりません。承認された場合、様式 BIS-748P 及び延長要求の書状は、押印確認され、返送され、そして、有効期間が 4 年間延長されます。更なる延長は承認されません。8 年の有効期間の終了時に、新たな申請書及び添付書類が必要です。延長を申請するには、様式 BIS-748P のブロック 1、2、3、及び 4 に記入してください。それに加えて、ブロック 5 の“Special Comprehensive License”[特別包括輸出許可]にマークし、ブロック 6 の“Letter of Explanation”[説明書]に“X”を記入し、ブロック 8 の“other”にマークしてください。ブロック 9 に SCL 番号を記入し、ブロック 24 にあなたがあなたの SCL の延長を要求していることを示してください。漏れなく記入された様式 BIS-748P 及びあなたの会社のレターヘッドで以下の事項を示す申告書を提出してください。~~~~(i) あなたが、引き続いて SCL の条項及び条件を守ること、並びに~~~~(ii) あなたが要求しようとしている原本の SCL に対する変更点（変更された状況に対する処理要領については、本章の § 752.10 を参照してください）。~~~~(3) 添付書類~~~~(i) 一般情報~~~~BIS は、すべての承認された添付書類を、商務省印及び確認日をつけて押印して確認します。~~~~(ii) 様式 BIS-752、様式 BIS-752-A 及び様式 BIS-748P-B~~~~承認された SCL とともに、それぞれの承認された様式 BIS-752（特別包括輸出許可の添付書類としての荷受人申告書）及び、該当する場合、様式 BIS-752-A（再輸出テリトリー）及び様式 BIS-748P-B（最終需要者付表）の押印して確認されたコピー 2 部を受け取ることとなります。あなたは、コピー 1 部を保管し、コピー 1 部を承認された荷受人に送らなければなりません。あなたは、また、それぞれの承認された様式 BIS-752 に、以下の各要素を収載した書状を添付しなければなりません。~~~~(A) 荷受人の行為に適用される EAR のすべての記録保管要求事項の説明；~~~~(B) SCL のもとに荷受人が受取る品目に適用される再輸出制限事項に関する情報；~~~~(C) SCL 及びその必要な手続きの不正な使用又は順守の不履行に対してとられる可能性がある行政措置をリストした本章の § 752.16 の説明又はコピー；~~~~(D) 荷受人に適用される輸出許可に対する特別な条件又は制限事項（必要な場合、承認された顧客、国及び品目のリストを含む）の説明；~~~~(E) SCL 荷受人に関連した SCL 保有者の ICP の要素の説明；~~~~(F) 必要な場合、本章の § 752.11(c)(13)(i) に収載されるハイリスク顧客プロファイルのコピー；~~~~(G) EAR のもとに輸出する権利を剥奪する指令の違反を防止するための、あなたの取引審査要領のコピー；~~~~(H) 他の要求事項に加えて、米国原産品目が EAR § 744 で禁止される行為に用いられることを知った場合、荷受人は当該品目の販売又はその他の形態で処分ができない旨の通知；~~~~(I) 荷受人が、SCL のもとでの彼らの義務の概略を伝達する本書状を受取ったことを書面で知らせ、さらに本章の § 752.11 で必要な場合、ICP の具備を含むすべての要求事項に順守することを保証する要求事項；並びに~~~~(J) このような要求事項がある住向先に品目を再輸出する荷受人に対する特別な証拠書類提出要求事項の説明。~~~~(4) 特別な輸出許可条件~~~~BIS はあなたの SCL に対して特別な条件（例えば、適用できる品目、国、最終用途、最終需要者若しくは行為に対する制限、又は SCL のもとでの品目の特定の販売若しくは移転に対して、BIS に事前の報告の対象とする要求）を設定する場合があります。このような特別な条件は、あなたの SCL にリストされるか、BIS から SCL 保有者への書状にリストされます。あなたは、SCL のもとで出荷を行う前に、関連するすべての荷受人にすべての輸出許可条件を通知しなければなりません。~~

~~(b) SCL 申請書の拒絶~~

- ~~(1) BIS があなたの SCL 申請書の拒絶を意図する場合、あなたは EAR § 750.6 の処理要領に従って通知され、返答する機会を持つこととなります。~~
- ~~(2) BIS は、指定された個人、企業又は国への SCL のもとでの品目の販売又は移転を、いつであるかを問わず禁止する場合があります。~~
- ~~このような場合、SCL 保有者は、すべての荷受人に通知し、以降のこの排除された当事者との取引について、EAR § 748 で定める輸出許可を申請しなければなりません。~~
- ~~(3) 荷受人が承認されない場合、様式 BIS-752 は拒絶の理由を説明した書状とともに SCL 保有者に返送されます。~~
- ~~(4) 個々の仕向先が承認されない場合、該当する様式 BIS-752-A から削除されます。~~

~~(c) 措置なしでの返却~~

~~BIS は、何の措置もなしに SCL 申請書を返送することを決定する場合があります。このような状況において、申請書及びすべての関連書類は、輸出許可申請書の返送理由、再審査に必要な不足又は補足情報の説明、或いは EAR § 748 で定める輸出許可を申請するためのアドバイスを記載した書状とともに、あなたに返送されます。BIS は、あなたの申請書のすべて、或いは単に特定の荷受人要求に関連する書類だけを返送する場合があります。~~

~~§ 752.10 SCL の変更~~~~(a) 一般情報~~

~~SCL に関する特定の変更された状況については、その変更を行なう前に、BIS による事前の承認を必要とします、一方その他の変更については BIS への届出のみ必要とします。輸出許可証保有者情報の変更及び届出については、様式 BIS-748P を提出することによって始めなければなりません。荷受人情報の変更及び届出については、様式 BIS-752 を提出することによって始めなければなりません。~~

~~(b) 事前の書面による BIS の承認を必要とする変更~~

~~以下の状況については、事前の書面による BIS の承認を必要とします。このような要求書は、SCL 保有者によって提出されなければならず、BIS がその要求を承認するまで、変更は有効とはなりません。この項で定める変更が承認され次第、BIS は押印確認された要求書のコピーを SCL 保有者に返送し、そしてあなたの要求に対して行なわれることが可能な変更又は課せられる可能性がある特別な条件を明示します。~~

~~(1) SCL 保有企業名の変更~~

~~SCL 保有企業名の変更については、BIS 様式 BIS-748P (多目的申請書) を提出しなければなりません。ブロック 1、2、3、及び 4 に記入してください。ブロック 5 の "Special Comprehensive License" 及びブロック 8 の "other" にマークしてください。ブロック 9 に、あなたの SCL 番号を記入してください。ブロック 24 に、変更 (すなわち、企業名の変更) の目的を簡潔に示してください。関連するブロックに新規の情報を記入するとともに、ブロック 25 に記入してください。SCL 保有者は、押印確認された様式 BIS-748P のコピーをそれぞれの承認された荷受人に送付し、あわせて彼らの押印確認された様式 BIS-752 に、その押印確認された様式のコピーを添付するよう彼らにアドバイスしなければなりません。~~

~~(2) 荷受人の名前又は住所の変更~~

~~荷受人の名前の変更を要求する場合、又は荷受人が国外に移動する場合には、様式 BIS-752 (特別包括ライセンスの添付書類としての荷受人明細書) を BIS に提出しなければなりません。荷受人は、ブロック 3 で、"change an existing consignee" にマークし、ブロック 4 に新しい荷受人情報を提示しなければなりません。ブロック 9 に、"Address A" から "Address B" への住所変更を説明してください。また、ブロック 10 及び SCL 保有者署名ブロック情報に記入してください。~~

~~(3) 新しい荷受人の追加~~

~~SCL への荷受人の追加要求については、様式 BIS-752 を BIS に提出しなければなりません。本章の付則 3 の説明に従って、様式 BIS-75 のブロック 3 の "add a new consignee" にマークしてください。SCL により認可される行為における提起された荷受人の役割を説明するため、ブロック 9 を用いてく~~

~~ださい。提起された新たな荷受人が外国の政府機関であつて、品目が再輸出されない場合、様式 BIS-752 は不要です。様式 BIS-752 が不要な場合、SCL 保有者は、企業のレターヘッドを使って SCL に外国の政府機関を追加する要求書を提出することができます。提起された荷受人の漏れなく表記された街路住所を記入しなければなりません。~~

~~(4) 再輸出テリトリーの変更~~

~~荷受人の承認された再輸出テリトリーに、新規の国を追加するためには、様式 BIS-752 及び様式 BIS-752-A を BIS に提出しなければなりません。再輸出テリトリーの変更が承認され次第、BIS は、課せられる場合がある特別な条件に加えて、様式 BIS-752 及び様式 BIS-752-A (再輸出テリトリー) の押印確認されたコピー2部を SCL 保有者に返送します。~~

~~(i) 様式 BIS-752~~

~~ブロック3の“change an existing consignee”にマークしてください。ブロック4に、荷受人の名前及び荷受人番号を記入してください。ブロック5に、SCL 番号を記入してください。ブロック9に、“to add a country to the reexport territory”と記入してください。ブロック10及び SCL 保有者署名ブロック情報に記入してください。~~

~~(ii) 様式 BIS-752-A~~

~~Blocks 2 及び 3 に記入してください。あなたの再輸出テリトリーに追加しようとするそれぞれの国をマークしてください。~~

~~(5) あなたの SCL への品目の追加~~

~~あなたの SCL への品目の追加要求については、以下の処理要領が適用されます。承認され次第、BIS は押印確認された様式 BIS-748P 及び、該当する場合には、様式 BIS-748P-A をあなたに送付します。SCL 保有者は、それぞれの押印確認された様式のコピーを、すべての適用される荷受人に送付し、彼らの様式 BIS-752 にコピーを添付しなければなりません。~~

~~(i) 単一の品目の追加~~

~~あなたの SCL に単一の品目を追加することを要求するためには、様式 BIS-748P を BIS に提出しなければなりません。ブロック 1, 2, 3, 及び 4 に記入してください。ブロック 5 の“Special Comprehensive License”及びブロック 8 の“other”のチェックボックスに“X”を記入してください。ブロック 9 に、あなたの SCL 番号を記入してください。ブロック 24 に、“add ECGN”と記入してください。ブロック 22 の項目 (a) 及び (j) 並びにブロック 25 に記入してください。~~

~~(ii) 複数の品目~~

~~あなたの SCL に複数の品目を追加することを要求するためには、様式 BIS-748P 及び様式 BIS-748P-A を BIS に提出しなければなりません。本節の (b) (5) (i) 項の説明に従って、BIS-748P を作成してください。ブロック 24 に、字句“add ECGNs on attached Form BIS-748P-A”と記入してください。“Application Control Number”[申請書管理番号] (様式 BIS-748P で見出せる番号) を含めることにより様式 BIS-748P-A のブロック 1 に記入してください。特別な状況 (すなわち、新規の品目が、特定の荷受人にのみ輸出され、再輸出は行なわれない) を記述するために、必要な場合、ブロック 21 及び 24 に記入してください。~~

~~(6) 最終需要者の変更~~

~~荷受人の認可に最終需要者を追加又は変更するためには、様式 BIS-752 及び様式 BIS-748P-B を BIS に提出しなければなりません。単一の様式 BIS-752 で、複数の“要求の種類” (すなわち、追加又は変更) を要請する場合、ブロック 9 で、各最終需要者の要求の種類を指定しなければなりません。~~

~~例：最終需要者 XXX は“追加”され、最終需要者 AAA は、“最終需要者 AAA”から“最終需要者 ABA”に“変更”されます。~~

~~(i) 様式 BIS-752~~

~~様式 BIS-752 のブロック 3.B “change an existing consignee”にマークしてください。ブロック 4 に、荷受人番号を記入してください。ブロック 5 に、SCL 番号を記入してください。ブロック 9 に、字句“to add an end user”又は字句“to change an end user”を挿入してください。ブロック 10 及び SCL 保有者署名ブロック情報に記入してください。~~

~~(ii) 様式 BIS-748P-B~~

~~様式 BIS-748P-B の Blocks 1 及び 19 に記入してください。ブロック 21 に、最終需要者の要求事項又は条件を引用してください (例えば、最終需要者 XXX は、SCL のもとに化学製剤を再輸出す~~

~~るために事前許可を義務付けている本章の § 752.5(e) (8) (ii) を順守することが要求されています。また、それぞれの最終需要者が受取る品目及び BIS により承認された場合において、いかなる目的であるかを、ECGN 及び説明によりリストしてください。~~

~~(e) BIS の事前承認を必要としない変更~~

~~SCL に関する以下の変更については、BIS の事前承認を必要としないが、これらの変更は、変更が発生してから遅くとも 30 日後までに該当する様式によって提出しなければなりません。BIS は、その様式を押印して確認し、あなたの記録のためコピー 1 部をあなたに返送します。~~

~~(1) SCL 保有者の住所、輸出連絡先情報又は輸出許可の総価額の変更~~

~~SCL 保有者の住所、輸出連絡先情報又は輸出許可の総価額の変更については、様式 BIS-748P (多目的申請書) を BIS に提出しなければなりません。ブロック 1, 2, 3, 及び 4 に記入してください。ブロック 5 の "Special Comprehensive License" 及びブロック 8 の "other" にマークしてください。ブロック 9 に、あなたの SCL 番号を記入してください。ブロック 24 に、変更の目的を簡潔に記入してください。関連するブロックに新たな情報を記入してください。ブロック 25 に記入してください。SCL 保有者は、押印確認された様式 BIS-748P のコピーをそれぞれの承認された荷受人に送付し、彼らの押印確認された様式 BIS-752 に、押印確認された様式のコピーを添付するようそれぞれの承認された荷受人にアドバイスしなければなりません。~~

~~(2) 荷受人の削除~~

~~あなたの SCL から荷受人を削除する場合には、様式 BIS-752 を BIS に提出しなければなりません。ブロック 3.C に記入してください。ブロック 4 に荷受人番号を明示し、ブロック 5 に SCL 事案番号を記入してください。ブロック 9 に、その措置の理由を説明してください。ブロック 10 及び SCL 保有者署名情報に記入してください。いずれかの荷受人が SCL のもとで品目の受取りの資格がなくなった場合、すべての残っている荷受人に通知しなければなりません。~~

~~(3) SCL 保有者又は荷受人の所有権又は管理権の変更~~

~~(i) SCL 保有者~~

~~所有権又は管理権における変更については、様式 BIS-748P を BIS に提出することによって BIS に届け出なければなりません。ブロック 1, 2, 3, 及び 4 に記入し、ブロック 5 の "Special Comprehensive License" にマークしてください。ブロック 8 の "other" に "x" をマークし、ブロック 9 に SCL 番号を明示してください。ブロック 14 に SCL 保有者情報番号を記入し、ブロック 24 に変更点を説明し、変更を要する状況 (例えば、合併) 及び公式の署名権限を持つ者の変更を明示してください。ブロック 25 にも記入してください。~~

~~(ii) 荷受人~~

~~荷受人企業の所有権又は管理権の変更については、様式 BIS-752 を BIS に提出することによって BIS に届け出なければなりません。ブロック 1 に記入してください。ブロック 3.B の "change an existing consignee" にマークし、ブロック 4 及び 5 に記入してください。ブロック 9 に変更点を説明し、変更を要する状況 (例えば、合併) 及び公式の署名権限を持つ者の変更を明示してください。ブロック 10 及び SCL 保有者署名ブロック情報に記入してください。~~

~~(iii) 管理権の変更後の移転及び SCL~~

~~EAR § 750.10(a) において、BIS による事前の書面による許可なしに、輸出許可 (特別包括輸出許可を含む) の移転をすることができないことに注意してください。それに加えて、すでに承認された SCL 保有者又は荷受人の管理権の変更の場合には、BIS は、SCL を変更、取消し又は停止する権限を留保しています。SCL 又は SCL のもとでの荷受人の権限を移転する要求を審査する際に、さらに、SCL 保有者又は承認された荷受人の管理権の変更を審査する際に、BIS は新しい当事者の信頼度を考慮します。~~

~~(4) 再輸出テリトリーの削除~~

~~荷受人の承認された再輸出テリトリーから国を削除する場合には、様式 BIS-752 及び様式 BIS-752-A を BIS に提出しなければなりません。同じ様式の上で、国の追加と削除はできません。再輸出テリトリーの変更について審査され次第、BIS は様式 BIS-752 及び様式 BIS-752-A の押印確認されたコピー 2 部を SCL 保有者に返送します。~~

~~(i) 様式 BIS-752~~

~~ブロック 1 に記入してください。ブロック 3 の“change an existing consignee”にマークしてください。ブロック 4 に、荷受人名及び荷受人番号を記入してください。ブロック 5 に、SCL 番号を記入してください。ブロック 10 及び SCL 保有者署名ブロック情報に記入してください。~~

~~(ii) 様式 BIS-752-A~~

~~ブロック 1, 2, 3, 及び 5 に記入してください。再輸出テリトリーから削除しようとするそれぞれの国に、“X”をマークしてください。“Other Specify”に、“X”をマークし、“delete”と記入してください。~~

~~(5) あなたの SCL からの品目の削除~~

~~あなたの SCL から品目を削除する場合には、以下の処理要領が適用されます。BIS により変更が審査された後、BIS は、適切な場合、押印確認された様式 BIS-748P 及び様式 BIS-748P-A をあなたに送付します。SCL 保有者は、押印確認された各様式のコピーをすべての適用される荷受人に送付し、そのコピーを彼らの BIS-752 に添付しなければなりません。~~

~~(i) 単一の品目の削除~~

~~あなたの SCL から単一の品目を削除する場合には、様式 BIS-748P を BIS に提出しなければなりません。ブロック 1, 2, 3, 及び 5 に記入してください。ブロック 5 の“Special Comprehensive License”及びブロック 8 の“other”にマークしてください。ブロック 9 に、あなたの SCL 番号を記入してください。ブロック 24 に、“delete ECCN”と記入してください。ブロック 22 の項目 (a) 及び (j) 並びにブロック 25 に記入してください。~~

~~(ii) 複数品目の削除~~

~~あなたの SCL から複数の品目を削除する場合には、様式 BIS-748P 及び様式 BIS-748P-A を BIS に提出しなければなりません。本節の (a) (5) (i) 項の指示事項に従って様式 BIS-748P を作成してください (ただし、ブロック 24 には、“delete ECCNs on attached BIS-748P-A”と記入してください)。ブロック 1 に、“application control number” [申請書管理番号] (様式 BIS-748P で見出せる番号) を記入することにより様式 BIS-748P-A を作成してください。あなたの SCL から削除しようとする各品目について、ブロック 22 の項目 (a) 及び (j) に記入してください。~~

~~(6) SCL からの最終需要者の削除~~

~~あなたが、荷受人の認可から最終需要者を削除する場合には、様式 BIS-752 を BIS に提出しなければなりません。(追加のスペースが必要な場合、様式 BIS-748P-B を使用してください。) BIS による審査の後、BIS は、必要と考えられる可能性がある特別な指示事項を含む様式 BIS-752 及び様式 BIS-748P-B の押印確認されたコピー 2 部を SCL 保有者に返送します。あなたは、様式 BIS-752 及び BIS-748P のコピー 1 部を、関連する荷受人に送付しなければなりません。~~

~~(i) 様式 BIS-752~~

~~様式 BIS-752 で、ブロック 1 及び 3.B “change an existing consignee”に記入してください。ブロック 4 に、荷受人番号を記入してください。ブロック 5 に、SCL 事案番号を記入してください。ブロック 9 に、字句“to remove an end user(s)”に続けて名前/住所の情報を記入してください。ブロック 10 及び SCL 保有者署名ブロック情報に記入してください。~~

~~(ii) 様式 BIS-748P-B~~

~~様式 BIS-752 のブロック 9 に十分なスペースがない場合、様式 BIS-748P-B のブロック 24 に引き続いて情報を記入することができます。ブロック 1 に情報を記入してください。ブロック 19 には記入してはなりません。ブロック 19 は、最終需要者の追加だけに用いられます。~~

~~(d) BIS によって行われる変更~~

~~BIS が CCL において ECCN を改正若しくは追加した場合、又は SCL により既にカバーされている国の適格性を変更した場合、BIS は官報にその変更を公表します。SCL 保有者は、SCL の適用範囲のいかなる変更にも、直ちに従う責任があります。~~

~~§ 752.11 社内管理プログラム~~

~~(a) 適用範囲~~

~~(1) 序文~~

~~SCL 保有者と荷受人は、社内管理プログラム (ICP) によって、EAR に反して輸出及び再輸出を行なわ~~

~~れないことを確実なものとし、あなたの ICP の要素は、SCL のもとに認可される行為の複雑性、関係する国及び品目、並びに SCL 保有者と認可された荷受人の関係を反映したものします。~~

~~(2) 一般要求事項~~

~~SCL のもとに輸出及び再輸出を行なう前に、あなたとあなたの荷受人は、必要な場合、SCL 及び EAR の順守を確実なものとするために設計された ICP を具備しなければなりません。本節は、ICP を構成する要素の概要について規定します。適切な ICP を開発する際に手助けとなるガイドラインを、本章の § 752.17 で見出せるアドレスで、BIS から得ることができます。あなたの SCL の申請書とともに、本節で定める要素を適切に組み込んだあなたの提起する ICP のコピーを、必要な場合には荷受人の ICP というしよに提出しなければなりません。BIS は、あなたの SCL の申請書において要求された行為、品目及び仕向地に基づいて、あなたの ICP の修正を要求する場合があります。~~

~~(b) 要求事項~~

~~あなた及びあなたの荷受人は、必要に応じて必要な ICP のすべての要素を適切に具備するまでは、SCL のもとにいかなる出荷もできません。あなたが適用されないとみなした要素がある場合、SCL の申請時に、この決定の理由を説明しなければなりません。適切に構成された ICP が存在することだけでは、不適切な使用又は EAR の要求事項順守の不履行の責務を SCL 保有者から取り除くものではありません。~~

~~(c) ICP の要素~~

~~以下は、ICP の要素のリストです。あなたの ICP に含めなければならない具体的な要素は、あなたの SCL のもとに認可される行為の複雑性、関連する国及び品目、並びに SCL 保有者と認可された荷受人の関係によって決まります。~~

~~(1) SCL 順守の重要性を強調する企業方針の明確な声明であって、輸出及び再輸出、輸送並びに関連する機能に関与する企業のすべての階層に伝達されるもの。~~

~~(2) SCL 手順の要求事項を順守する責任を有する SCL 保有企業及び荷受人企業における職位の特定（並びにその職位に従事する個人の最新リストのメンテナンス）。~~

~~(3) EAR 順守を確実なものとするために必要な規制資料の荷受人への時宜を得た配布及び荷受人による受領の確認システム。~~

~~(4) EAR のもとに輸出する権利を剥奪する指令の違反を防止するための取引審査システム。~~

~~(5) 荷受人による再輸出及び荷受人の顧客への直接輸出への規制を含む品目及び仕向地の制限事項の順守を確実にするためのシステム。~~

~~(6) SCL 保有者を対象とし、かつ、すべての荷受人まで拡張した順法審査プログラム。~~

~~(7) EAR § 742.3 及び § 744.2 で定める核関連品目の輸出及び再輸出並びに核関連最終用途への輸出及び再輸出に対する規制を確実に順守するためのシステム。~~

~~(8) SCL のもとに受取られた品目を含む取引処理の責任を有する従業員への SCL の適用される規則、制限事項及び規制事項についての情報提供及び教育のための継続的なプログラム。~~

~~(9) EAR で義務付けられている記録保管のためのプログラム。~~

~~(10) 企業の ICP の適用される要素に従って、従業員の取引決裁を詳細に記録する注文処理システム。~~

~~(11) 輸送中の積荷及び保税倉庫及び自由貿易地区への積荷をモニターするためのシステム。~~

~~(12) 荷受人が SCL の条件に従わないことを SCL 保有者が知った場合、すぐに BIS に届け出るためのシステム。~~

~~(13) 不拡散規制が適用される特別に指定された地域及び国との未許可の取引があることが知られている顧客又は取引があることの疑いがある顧客を審査するシステム。~~

~~(i) 考慮すべき転用の可能性がある兆候には、これに限るものではないが、以下を含みます：~~

~~(A) 顧客又は購入代理店が、製品の最終用途（又は最終需要者）についての情報の提供を嫌がる。~~

~~(B) 製品の性能が、購入者の事業路線に適合しない；例えば、小さいパン屋が、数台の高性能のレーザの注文を出す。~~

~~(C) 注文された製品が、出荷されようとしている国の技術水準に適合しない。例えば、半導体製造設備は、エレクトロニクス産業がない国では、ほとんど用途がないであろう。~~

~~(D) 顧客に、事業のバックグラウンドがほとんどない。~~

~~例えば、財務情報が通常の商売筋からは入手できない、及び会社社長が取引筋に知られていない。~~

~~(E) 顧客が、販売条件で融資を必要とするような非常に高価な品目に対し現金払いをいとわない。~~

- ~~(F) 顧客が、製品の性能特性をよく知らないのに、それでも製品を求めている。~~
- ~~(G) 通常の設置、トレーニング又はメンテナンスサービスが、顧客に断られる。~~
- ~~(H) 納期が曖昧であるか、配送がへんぴな住向先に予定されている。~~
- ~~(I) 貨物運送会社が、製品の最終住向先として記載されている。~~
- ~~(J) 輸送ルートが、製品と住向先にとって異常である。~~
- ~~(K) 梱包が、指定された船積み方法又は住向地と矛盾している。~~
- ~~(L) 質問されたとき、購入者が、購入製品が国内使用のためか、輸出のためか又は再輸出のためかについて言い逃れをしたり、あいまいにする。~~
- ~~(M) 顧客が、“私書箱”の住所だけをを用いているか、注文した品目に対し不適切と思われる施設を所有している。~~
- ~~(N) 顧客の注文が、不適切であると知られている部品についてのものか、顧客が正当な必要性を持たないと見られるもの（例えば、部品が要求されるシステムの以前の許可された出荷の形跡がないもの）である。~~
- ~~(O) 顧客が、不適格な国の関係者及び／又は住向先と未許可の商取引を持っていることが知られているか、持っている疑いがある。~~
- ~~(ii) 上記の指標のいずれかが確認されたが、追跡照会又は追跡調査を通して、十分に解決されなかった場合、荷受人は SCL のもとに当該顧客といかなるビジネスも行なってはなりません。EAR § 748 に従って輸出許可を申請してください。あなたは、提起している顧客に関する懸念の根拠を説明するとともに、あなたが SCL 荷受人であることを記載しなければなりません。また、SCL 番号及びあなたの荷受人番号を引用してください。~~
- ~~(14) EAR § 744.3 で定めるミサイル関連の最終用途及び最終需要者に対する輸出及び再輸出規制を確実に順守するためのシステム；並びに~~
- ~~(15) EAR § 742.2 及び § 744.4 で定める化学剤の原料となる化学製剤及び生物剤並びに関連する品目及び関連する最終用途の輸出及び再輸出規制を確実に順守するためのシステム。~~

~~§ 752.12 記録保管要求事項~~

~~(a) SCL 保有者及び荷受人~~

~~EAR § 762 の記録保管要求事項に加えて、SCL 保有者及び各荷受人は以下のコピーを維持しなければなりません：~~

~~マニュアル、ガイドライン、方針声明書、内部監査要領、報告書及び SCL のもとに含まれる各当事者の ICP を構成するその他の書類並びに SCL への順守を確実にするために必要なすべての規制資料（例えば、EAR の関連する変更、SCL に対する製品の番号分類、追加、削除又はその他の行政上の変更）、送信レター及びこれらの資料の荷受人の受領確認書。~~

~~各 SCL 保有者及び各荷受人は、輸出する権利を剥奪する指令に対する違反を防止するための取引審査手続きの記録を保持しなければなりません。~~

~~(b) SCL 保有者~~

~~SCL 保有者は、EAR § 743.1 で定める特定の貨物、ソフトウェア又は技術の輸出についてのワッセナーアレンジメントのもとでの特別な報告要求事項を順守する責任があります。~~

~~(c) 荷受人~~

~~すべての荷受人は、本章の § 752.2(a)(3) で特定する種類の行為のすべての記録を保管しなければなりません。このような販売又は再輸出の記録には、以下を含まなければなりません：~~

- ~~(1) 販売又は再輸出が行われた先の個人又は企業のフルネーム及び住所；~~
- ~~(2) 販売又は再輸出された各品目の十分な説明；~~
- ~~(3) 販売又は再輸出された各品目の数量単位及び価額；並びに~~
- ~~(4) 販売又は再輸出された日付。~~

~~§ 752.13 記録の検証~~

~~(a) 記録の利用可能性~~

~~あなた及びすべての荷受人は、本章の § 752.12 及び EAR § 762.2 で義務付けられているすべての記録を、EAR § 762 に従って、BIS 又は米国政府の他の代表者による検証のために利用できるようにしなければなりません。~~

~~(b) 外国の法律との関係~~

~~外国の法律が、記録が所在する外国において米国政府の代表者による記録の検証を禁止している場合があります。その場合には、荷受人は、様式 BIS-752 の必要なコピーとともに、BIS が荷受人の行為を調査し、荷受人が米国の輸出管理法及び輸出管理規則を順守したか否かを BIS が裁定するための代替の取り計らい（これは、BIS により承認されなければならない）を提出しなければならない。~~

~~(c) 不履行~~

~~書類検証の要求に従わない当事者は、EAR § 764 で定める輸出する権利を剥奪する指令又は EAR § 766 で定める行政措置を受ける可能性があります。~~

~~§ 752.14 システム審査~~

~~(a) 輸出許可後のシステム審査~~

~~BIS は、SCL 保有者に加えて荷受人のシステム審査を実施する場合があります。通常、BIS はシステム審査に先立って SCL 保有者及び荷受人に適切な通知を伝える。審査には、会社役員へのインタビュー、記録の検証及び ICP の審査を含みます。SCL 保有者又は荷受人が SCL を不適切に使用したり、SCL に順守しなかったと BIS が確信する根拠を持つ場合、BIS は予告なしに特別なシステム審査を実施する場合があります。~~

~~(b) その他の審査~~

~~BIS は、SCL 保有者又は荷受人に対して、指定した期間において SCL のもとに行なわれたすべての販売のリストを BIS のオフィスに提出することを要求する場合があります。また、BIS は、荷受人から指定期間内に SCL に基づいて受取られた品目の他の荷受人の顧客への直送、及び荷受人の押印確認された様式 BIS-752 で BIS により認可された再輸出テリトリーにおける顧客への販売に関連する取引リストを要求する場合があります。~~

~~§ 752.15 輸出通関手続~~

~~(a) 電子輸出情報 (EEI)~~

~~SCL のもとに行なわれた輸出をカバーする自動輸出システム (AES) への EEI の申告は、外国貿易規則 (15 CFR part 30) 及び EAR § 758.1 の要求事項に従って作成しなければならない。~~

~~。~~

~~(1) 品目説明書~~

~~EEI での品目説明書には、ECCN 及び適用される CCL の記述に従った品目の説明であって、別表 B で要求される補足情報を盛り込んだ説明（例えば種類、サイズ、具体的な品目名など）を具体的に明示しなければならない。~~

~~(2) 出荷額~~

~~SCL のもとでの出荷限度額はばい；しかし、各出荷額を EEI で明示しなければならない。~~

~~(3) SCL 番号~~

~~EEI には、輸出許可番号フィールドに特別包括輸出許可 (SCL) 番号を記入し、最終荷受人フィールドに SCL の承認された荷受人（当該出荷が認可された荷受人）の名前を記入しなければならない。~~

~~(b) 仕向地規制文~~

~~SCL 保有者及び荷受人は、EAR § 758.6 の条項に従って、SCL のもとでの輸出をカバーする船荷証券又は航空貨物運送状、及びコマニシャルインボイスのすべてのコピーに、仕向地規制文を記入しなければならない。仕向地規制文の使用は、SCL 保有者の他の承認された荷受人のいずれかに或いは BIS から明確な事前承認を受けた他の国に、荷受人が再輸出することを排除するものではありません。このような例では、再輸出は米国法に反するものではなく、従って禁止されません。その他の仕向地規制文が、々~~

~~＝スパイケースで、BISにより要求又は承認される場合があります＝~~

~~§ 752.16 行政措置~~

- ~~(a) (1) あなた又はSCLの他の当事者が、SCLのすべての条件及び要求事項を順守していることにBISが確信できない場合、又はこの輸出許可に対して当事者により使用されたICPが適切でない場合、BISは、EAR § 764 に基づく行政措置に加えて、以下を含む適切とみなされる輸出許可に関連する措置をとる場合があります：~~
- ~~(i) SCLのもとで輸出する権利の全体又は一部を停止するか、その他の制限を課す；~~
 - ~~(ii) 全体又は一部のSCLの取消し；~~
 - ~~(iii) SCLのもとで認可された品目を荷受人が受取ることを禁止するか、或いはSCLのもとでの彼らの行為について他の形態で制限する；~~
 - ~~(iv) SCLのもとで出荷できる品目の制限；~~
 - ~~(v) 特定の輸出、再輸出又は移転（国内における移転）について、個別にBISの許可を得ることの要求；~~
 - ~~(vi) SCLのもとで荷受人が販売できる当事者の制限；及び~~
 - ~~(vii) SCL保有者が、選択された荷受人又は米国外の事業についてBISに監査報告書を提示することの要求。~~
- ~~(2) 米国の国益を守るために必要な場合はいつでも、BISは本節の(a) (1) (i)から(vii)項で定める措置を含む行政上の措置をとる前に、締結された契約又は合意に構わずに、適切とみなす輸出許可関連の措置をとる場合があります。~~

~~(b) 上訴~~

~~本節の(a)項に従って講じられた処置は、EAR § 756 の条項のもとに上訴することができます。~~

~~§ 752.17 BISの宛先~~

~~この§ 752 で義務付けられている申請書、報告書、書類又はその他の要求書をBISに宅配便で提出する場合、次の宛先を用いなければなりません：~~

~~Bureau of Industry and Security, U.S. Department of Commerce [米国商務省産業安全保障局]、
14th and Pennsylvania Ave., NW., Room 2099B, Washington, DC 20230、~~

~~"Attn: Special Licensing and Compliance Division" [宛先：特別輸出許可コンプライアンス部門]
電話(202)482-0062 又はファックス(202)501-6750 で、特別輸出許可コンプライアンス部門に連絡をとることもできます。~~

~~§ 752 付則 1 特別包括輸出許可の要求のための様式 BIS-748P (多目的申請書) 作成の説明~~

~~署名が必要な箇所を除いて、すべての情報は、各ブロック又はチェックボックスの線内に、読みやすくタイプしなければなりません。電話又はファックス番号の記入の選択がある場合であって、ファックス番号を選ぶ場合、番号の直後に文字“F”を付けて識別してください。EAR § 748 付則 1 の説明に従って、ブロック 1, 2, 3, 及び 4 に記入してください。~~

~~Block 5: Type of Application [申請書の種類]~~

~~特別包括輸出許可のチェックボックスに、“X”を記入してください。~~

~~Block 6: Documents Submitted with Application [申請書添付書類]~~

~~どの様式を添付しているかを示すため、該当のチェックボックスに“X”を記入してください。~~

~~Block 7: Documents on File with Applicant [申請者がファイルしている書類]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 8: Special Comprehensive License [特別包括輸出許可]~~

~~どの様式を添付しているかを示すため、該当のチェックボックスに“X”を記入してください。~~

~~Block 9: Special Purpose [特別な目的]~~

~~承認された SCL の変更を要求する場合にのみ、このブロックに記入しなければなりません。~~

~~Block 10: Resubmission Application Control Number [再提出申請書管理番号]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 11: Replacement License Number [差換え輸出許可番号]~~

~~このブロックは、すでに特別輸出許可を保有している者によって記入されなければなりません。過去に特別輸出許可を持っていた場合、その輸出許可番号（すなわち、V #, SS #, DL #, 又は SF #）を記入してください。新しい SCL 番号は、あなたの SCL 申請書の承認時に与えられます。~~

~~Block 12: Items Previously Exported [以前に輸出された品目]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 13: Import/End-User Certificate [輸入/最終需要者証明書]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 14: Applicant [申請者]~~

~~EAR § 748 付則 1 の説明に従って記入してください。~~

~~Block 15: Other Party Authorized to Receive License [輸出許可を受けることが許可されたその他の当事者]~~

~~該当する場合、EAR § 748 付則 1 の説明に従って記入してください。~~

~~Block 16: Purchaser [購入者]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 17: Intermediate Consignee [中間荷受人]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 18: Ultimate Consignee [最終荷受人]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 19: End-User [最終需要者]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 20: Original Ultimate Consignee [当初の最終荷受人]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 21: Specific End-Use [特別な最終用途]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 22: 単一の品目については、(a) から (j) のサブブロックに記入してください。~~

~~複数の品目については、様式 BIS-748P-A に記入してください。~~

~~Block 23: Total Application Dollar Value [申請書のドル総価額]~~

~~SCL の全有効期間を通して行なうことを予定するすべての取引の計画されたドル総価額を記入してください。~~

~~Block 24: Additional Information [追加情報]~~

~~取引に関する追加データを記入してください。~~

~~Block 25: Signature [署名]~~

~~EAR § 748 付則 1 の説明に従って記入してください。~~

~~§ 752 付則 2 様式 BIS-748P-A (品目付表) 作成の説明~~

~~すべての情報は、各ブロック又はチェックボックスの線内に、読みやすくタイプしなければなりません。~~

~~Block 1: Application Control No. [申請書管理番号]~~

~~様式 BIS-748P で見出せる申請書管理番号を記入してください。~~

~~Block 2: Subtotal [小計]~~

~~空白のままにしてください。~~

~~Block 21: Continuation of Specific End-Use Information [特定の最終用途情報の続き]~~

~~取引を十分に説明するのに必要な事項を記入してください。~~

~~Block 22:~~

~~(a) ECCN~~

~~あなたが、SCLのもとに輸出又は再輸出を望む品目に対応する輸出規制分類番号を記入してください。~~

~~(b) CTP 値~~

~~コンピュータ又はコンピュータを内蔵する装置を輸出又は再輸出することを意図している場合、このブロックに“加重最高性能 (Adjusted Peak Performance (APP))”を記入しなければなりません。APP 値の計算の説明は、CCL のカテゴリ 4 の終わりの Technical Note にあります。~~

~~(c) から (i):~~

~~空白のままにしてください。~~

~~(j) 製造者の説明~~

~~輸出又は再輸出を計画している品目の詳細な説明を記入してください。パンフレット又は製品カタログは、申請者の裁量で提出できます。しかし、このような情報は、あなたの申請書の審査及び処理をはかどらせる場合があります。~~

~~Block 24: Continuation of Additional Information [追加情報の続き]~~

~~あなたが SCLのもとに輸出又は再輸出を要求している品目の範囲を明確にする特定情報を記入してください。例えば、“4A004 (MT 理由で規制される品目を除く)”。~~

§ 752 付則 3 様式 BIS-752 (特別包括輸出許可の添付資料としての荷受人による申告書) 作成の説明

すべての情報は、各ブロック又はチェックボックスの線内に、読みやすくタイプしなければなりません。

Block 1: Application Control No. [申請書管理番号]

様式 BIS-748P (多目的申請書) に予め印刷された“管理番号”を記入してください。あなたは、申請者からこの情報を入手することができます。

Block 2: Consignee ID Number [荷受人 ID 番号]

空白のままにしてください。

Block 3: Type of Request [要求の種類]

新規の申請については、空白のままにしてください。

Block 4: Consignee Information [荷受人情報]

荷受人が所在する漏れなく表記された住所を記入してください。私書箱 (P.O.) 単独では受入れられません。郵送のため、漏れなく表記された住所とともに、この Block 4 に記入することができます。本章の § 752.12 及び EAR § 762 で義務付けられている記録が離れた住所で保持又は保管されている場合、Block 9 にその所在地を明示してください。漏れなく表記された住所がない場合、様式 BIS-752 は何の措置もなしに返送されます。

Block 5: Exporter Information [輸出者情報]

輸出者の漏れなく表記された住所を記入してください。新規の申請については、“SCL Case No.”の記入枠を空白のままとし、“変更”処置については、SCL Case No. [SCL 事案番号] を記入してください。

Block 6: Description of Items [品目の説明]

SCL のもとで輸入及び再輸出することを提起された品目の要約を提示してください。様式 BIS-748P-A で識別される特定の ECGN のもとでの全範囲の品目を受け取らない企業は、SCL のもとに受取る品目のみを説明しなければなりません。いくつかの場合において、荷受人の承認は、要求される品目の性質によって左右されます。

Block 7: Consignee's Business and Relationship [荷受人の事業及び関係]

(i) 項目 (a) :

この輸出許可により輸入又は再輸出される品目の処分に影響を及ぼす、あなたの会社の主要事業の種類を、以下の中から該当する文字の選択肢を記入することにより特定してください :

(a) 製造業者、(b) 流通業者、(c) 組立業者、(d) 販売代理店、(e) 倉庫、(f) サービス施設、又は (g) その他。

その他については、Block 9 で説明を提示してください。

(ii) 項目 (b) :

あなたの会社と申請者の会社との関係を、以下の中から該当する文字の選択肢を記入することにより特定してください :

(a) 全額出資子会社、(b) 独立企業、(c) ジョイントベンチャー企業、(d) 事実上支配下にある系列会社、(e) 請負業者/下請業者、又は (f) その他。

その他については、Block 9 で説明してください。

(iii) 項目 (c) :

あなたの会社と申請者の会社が関係を有する年数を記入してください。

(iv) 項目 (d) :

SCL の申請書提出以前の直近の 12 か月間に、SCL 保有者との販売又はその他の取引のドル見積り総額を記入してください。

(v) 項目 (e) :

SCL の有効期間にこの申請書のもとに計画しているドル見積り総額を記入してください。

Block 8: Disposition or Use of Items [品目の処分又は使用]

(i) 項目 (a) :

あなたの会社が、会社自身での使用 (例えば、資本設備として) のために輸入する品目を必要とする最終需要者の行為に関与することを要求する場合には、このブロックに記入してください。

(ii) 項目 (b) :

あなたの会社が、SCLのもとに受取った品目を新しい最終製品に組み込み、その結果として米国品目の独自性を改変する（例えば、米国原産の半導体素子が外国原産の試験用器具に組み込まれる）ような最終需要者の行為に関与することを要求する場合には、このブロックに記入してください。ブロック 9 (Additional Information[追加情報]) で、新規の最終製品をより具体的に説明するとともに、米国原産品目がどのように用いられ、どの程度用いられているかについて説明してください。様式 BIS-752-A (再輸出テリトリー) を作成し、添付してください。

(iii) 項目 (c) :

あなたの会社がサービス及び/又は修理のために品目を再輸出する許可を要求しようとする場合、このブロックに記入してください。様式 BIS-752-A を作成し、添付してください。BIS による事前の承認が必要な最終需要者に再輸出する計画がある場合、様式 BIS-748P-B (最終需要者付表) を作成し、添付してください。

(iv) 項目 (d) :

あなたの会社が、輸入国の中で移転又は再販する計画がある場合には、このブロックに記入してください。あなたの顧客の最終用途を申告してください。BIS による事前の承認が必要な最終需要者に移転する計画がある場合には、様式 BIS-748P-B (最終需要者付表) を作成し、添付してください。

(v) 項目 (e) :

あなたの会社が再輸出する計画がある場合には、このブロックに記入してください。様式 BIS-752-A を作成し、添付してください。BIS による事前の承認が必要な最終需要者に再輸出する計画がある場合には、様式 BIS-748P-B (最終需要者付表) を作成し、添付してください。

(vi) 項目 (f) :

この項目は、ブロック 8 の (a) から (e) 項で定義されない“その他”の行為について、記入しなければなりません。ブロック 9 又はこの様式とともに提出される書状において提起された行為を十分に説明するとともに、様式 BIS-752-A を作成のうえ提出し、これらの行為によりもたらされた製品が輸出される先の国を特定してください。

ブロック 9: Additional Information [追加情報]

他のブロックを補足する情報に加えて、あなたの会社が BIS より発行された他の輸出許可のもとに活動中の荷受人であるかどうかを明示してください。輸出許可証番号及び荷受人番号を明示してください。

ブロック 10: Signature of Official of Ultimate Consignee [最終荷受人の公式の署名]

オリジナルの署名を記入してください。様式 BIS-752 に署名する権限は、会社での職位において本来、署名する権限がない者に委任することはできません。署名を行う役員は、署名とともに職位を記入しなければなりません。すべてのコピーは、SCL 保有者署名ブロック欄に、申請者により連署され、BIS に申請書とともに提出されなければなりません。

§ 752 付則 4 様式 BIS-752-A (再輸出テリトリー) 作成の説明

すべての情報は、各ブロック又はチェックボックスの線内に、読みやすくタイプしなければなりません。

ブロック 1: Application Control No. [申請書管理番号]

関連する様式 BIS-748P からの申請書管理番号を記入してください。

ブロック 2: SCL License No. [SCL 輸出許可番号]

新規の SCL 申請書については空白のままにしてください。既存の SCL の変更については、当初の SCL 番号を記入してください。

ブロック 3: Consignee No. [荷受人番号]

新規の SCL 申請については空白のままにしてください。既存の SCL の変更については、当初の輸出許可で提示された荷受人番号を記入してください。

ブロック 4: Continuation of BIS-752 Question No. [BIS-752 の質問番号の続き]

あなたが選択を望むそれぞれの国の横のチェックボックスに "X" をマークしてください。SCL が適用できない国については、本章の § 752.4 を参照してください。"other" のチェックボックスに "X" をマークし、国名を記入することによって、様式 BIS-752-A に含まれていない国を要求することができます。

§ 752 付則 5 様式 BIS-748P-B(最終需要者付表)作成の説明

すべての情報は、各ブロック又はチェックボックスの線内に、読みやすくタイプしなければならない。

ブロック 1:Application Control No. [申請書管理番号]

関連する様式 BIS-748P からの申請書管理番号を記入してください。

ブロック 19:End-user[最終需要者]

各最終需要者の漏れなく表記された名前、街路住所、市、国、郵便番号及び電話又はファクシミリ番号を記入してください。私書箱 (P.O.) は受理できません。

ブロック 21:Continuation of Specific End-Use Information[具体的な最終用途情報の続き]

BIS があなたの申請書を審査し裁定をくだすために手助けとなる可能性がある追加情報を記載してください (例えば、転用を防ぐために具備される特別な予防手段)。

ブロック 24:Continuation of Additional Information[追加情報の続き]

§ 752 で要求される取引に関係がある追加データを記入してください。最終需要者に対して責任 (すなわち、記録保管及び ICP 審査など) がある荷受人の名前及び荷受人の漏れなく表記された住所を記入してください。